

堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金申請書(1世帯あたり7万円)(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

堺市長 殿

申請日 令和 年 月 日

※申請締切:令和6年4月30日(火)(消印有効)

■世帯主の方が記入してください。

1 申請・請求者(世帯主の氏名等を記入してください。)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
自署または記名押印	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話 - - ※令和5年12月1日時点の住所(現住所と異なる場合に記入)

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

- 「現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる」欄が「異なる」に該当する(☑)方は、**令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書等を添付してください。**(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)
- 住民税非課税証明書等の添付がない場合は、確認にお時間を要する場合があります。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載		令和5年度住民税均等割課税状況
					☐同一	☐異なる	
1	上記1欄の申請・請求者	本人		☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告	
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告	
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告	
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告	
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐同一 ☐異なる		☐課税されている ☐課税されていない ☐未申告	

3 受取方法(原則、1の申請・請求者に給付します。)

- ☐ ①下記の口座への振込みを希望します。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)
【受取口座記入欄】いずれかに記入の上、振込先口座がわかる書類のコピーを添付してください。
※受取口座は原則「世帯主」の口座となります。
世帯主以外の口座を記入される場合は☑代理人の欄への記入、世帯主および代理人の本人確認書類のコピーの添付が必要です。

いずれかに記入	金融機関名(ゆうちょ銀行以外)	支店名	分類	口座番号 右詰めでお書きください	口座名義(カナ) 通帳の表記に合わせてください
	1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号				
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	通帳番号 右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) 通帳の表記に合わせてください		
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を右欄にご記入ください。	1 0 ※				

(口座がない場合)

- ☐ ②金融機関の口座をもっていないため、現金での支給を希望します。
○口座振込より支給時期が遅れます。支給時期・場所等については、後日書面にて通知します。

裏面も必ずご確認ください

4 代理人の方が申請・受給をする場合

代理人の本人確認書類および世帯主と代理人との関係を証明する書類のコピーを添付してください。

例) 成年後見人…法務局が発行する登記事項証明書、親権者…戸籍謄(抄)本 等のコピー

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との 関係	代理人生年月日	代理人住所		
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の いずれかに☑(チェック)を 入れてください。			<input type="checkbox"/> 申請・請求 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 申請・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	自署または記名押印 法定代理人への委任の場合は記入不要です。

【誓約・同意事項】

- 1 堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金（1世帯あたり7万円）（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 2 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 3 既に重点支援地方交付金を活用した給付金（7万円）の支給を受けた世帯ではありません。
- 4 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、堺市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 5 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 6 この申請書は、堺市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 7 堺市がこの申請書を受領した後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月31日までに、堺市が申請・請求者（代理人を含む）に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 8 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類 (提出する書類にチェック☑を入れてください。)

- 『堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金申請書(1世帯あたり7万円)(請求書)』(本書)
(申請を必要とする世帯の場合)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類』のコピー
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピーをご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類』のコピー
※通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーをご用意ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』等のコピー
※表面②申請者が属する世帯の状況欄で、「現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分
- 代理人の方が申請・受給をする場合は
①『代理人の方の本人確認書類』のコピー ②『世帯主と代理人との関係を証明する書類』のコピー
※代理人に委任している場合も、申請・請求者(世帯主)の本人確認書類のコピーは必要です。(同一世帯員の場合は不要)

※下欄の署名漏れや、添付書類の不備はありませんか。(署名漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

上記の【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。また、本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

必ず署名してください